

後期高齢者医療の被保険者のみなさまへ

令和6年8月1日から

保険証が変わります

新しい保険証は7月末までにお届けします。有効期間は、1年間です。
ただし、保険料の滞納がある場合は、有効期間の短い保険証を交付することがあります。

現在お持ちの保険証は、
8月1日からご利用できません。

7月末まで

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和6年 7月 31日
交付年月日	令和5年 8月 1日
被保険者番号	99999999
住所	福岡市博多区千代4丁目1番27号
氏名	後期 太郎 男
生年月日	昭和 5年 1月 1日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
有効期限	平成20年 4月 1日
一部負担金の割合	〇割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39409999 福岡県後期高齢者医療広域連合 



8月1日から


新しい保険証は、水色です。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和7年 7月 31日
交付年月日	令和6年 8月 1日
被保険者番号	99999999
住所	福岡市博多区千代4丁目1番27号
氏名	後期 太郎 男
生年月日	昭和 5年 1月 1日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
有効期限	平成20年 4月 1日
一部負担金の割合	〇割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39409999 福岡県後期高齢者医療広域連合 

『限度額適用・標準負担額減額認定証』『限度額適用認定証』も変わります。

現在、これらの認定証等をお持ちの方で、引き続き該当する方には、7月末までに保険証とは別にお届けします。

マイナンバーカードを保険証として利用できます

マイナンバーカードを保険証として利用登録することで、マイナンバー総合フリーダイヤル
マイナンバーカードを使って医療機関を受診できます。  0120-95-0178
ぜひ、ご利用ください。

今年の12月2日から現行の保険証は発行されなくなります

令和6年12月2日以降、新規の保険証発行は終了しますが、新しく届いた水色の保険証は、有効期限まで使用できます。
なお、マイナンバーカードを保険証として利用登録していない方等については、市区町村よりお送りする資格確認書を用いて医療機関等を受診できます。



お問い合わせ先

福岡県後期高齢者医療広域連合 ☎ (092) 651-3111
または、お住まいの市区町村の「後期高齢者医療の担当窓口」まで